



毎月5日発行

Monthly

情報掲示板

第 60 号

社会保険労務士法人 **MAC** 税理士法人 望月会計

TEL : 0263-34-4488 FAX : 0263-34-0054 <http://www.sharou-mac.com/index>

中小企業定年引上げ等

奨励金について

65歳以上への定年の引上げ、希望者全員70歳以上までの継続雇用制度の導入または定年の定め廃止をしたときに中小企業定年引上げ等奨励金を申請することができます。

受給できる事業主について

次のいずれにも該当する事業主

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主。
- (2) 実施日において常用被保険者が300人以下の事業主。
- (3) 実施日から起算して1年前の日から当該実施日の前日までの期間に高年齢者雇用安定法第8条および第9条を遵守していること。
- (4) 次のいずれかの措置を講じていること。
 - (イ) 65歳以上への定年の引上げ
 - (ロ) 定年の定め廃止
 - (ハ) 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
 - (ニ) 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度の導入
- (5) 65歳以上への定年の引上げまたは定年の定め廃止を実施したことにより、退職することとなる年齢が、平成9年4月1日以降において就業規則等により定められていた旧定年年齢・旧継続雇用年齢を超えるものであること。
- (6) 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の常用被保険者が、1人以上いること。

受給できる額

定年年齢	措置の内容	企業規模(人)	支給額(万円)
65歳未満の定年を定めている事業主	(a) 定年の引上げ(65歳以上70歳未満)	1~9	40 【20】
		10~99	60 【30】
		100~300	80 【40】
	(b) 定年の引上げ(70歳以上)、定年の定め廃止または希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	1~9	40 【20】
		10~99	80 【40】
		100~300	120 【40】
	(c) 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度	1~9	20
		10~99	40
		100~300	60
年65歳以上70歳未満の定年	(d) 定年の引上げ・廃止、希望者全員継続雇用制度の導入	1~9	40 【20】
		10~99	80 【40】
		100~300	120 【60】

支給申請日の前日において当該事業主に1年以上継続して雇用されている64歳以上の雇用保険被保険者がいない場合は【】内の額とし(c)は支給しない。

(引用: 日本法令「知って得する助成金活用ガイド」より)

なお、本奨励金は平成25年3月31日をもって廃止となる予定です。詳細及びご不明点等ございましたらMACまでお問い合わせください。